

平成19年中のサイバー犯罪の検挙状況等について

1 サイバー犯罪の検挙状況

平成19年のサイバー犯罪（情報技術を利用する犯罪）の検挙件数は5,473件で前年(4,425件)より23.7%増加。平成15年から過去5年間で約3倍に。

(1) 不正アクセス禁止法違反

不正アクセス禁止法違反は1,442件で、前年の約2.1倍に増加（「平成19年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について」参照）

(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪は113件（対前年比-16件、-12.4%）

(3) ネットワーク利用犯罪

ネットワーク利用犯罪は引き続き増加（3,918件、対前年比+325件、+9.0%）

増加傾向にあったネットワーク利用詐欺が若干減少（1,512件、対前年比-85件、-5.3%）特に、インターネット・オークションに係る詐欺が減少（対前年比-98件、-7.4%）

児童買春及び青少年保護育成条例違反は引き続き増加（781件、対前年比+122件、+18.5%）

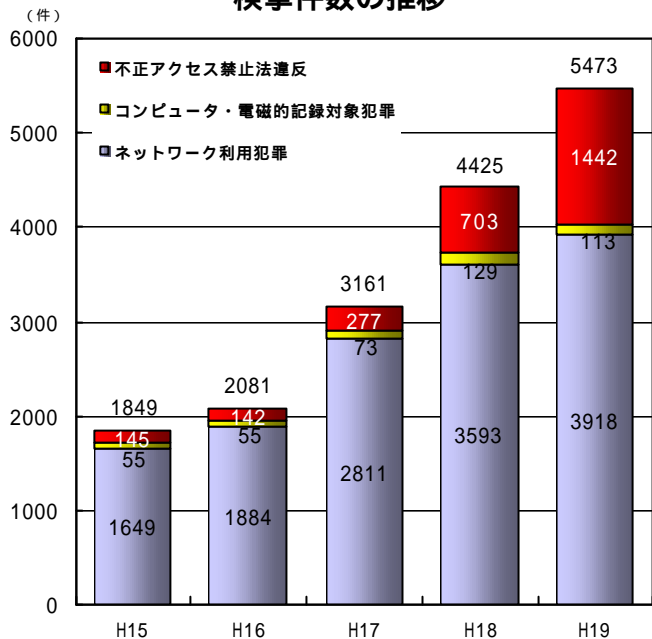
わいせつ物及び児童ポルノ事犯は減少（395件、対前年比-48件、-10.8%）

著作権法違反が165件（対前年比+27件、+19.6%）

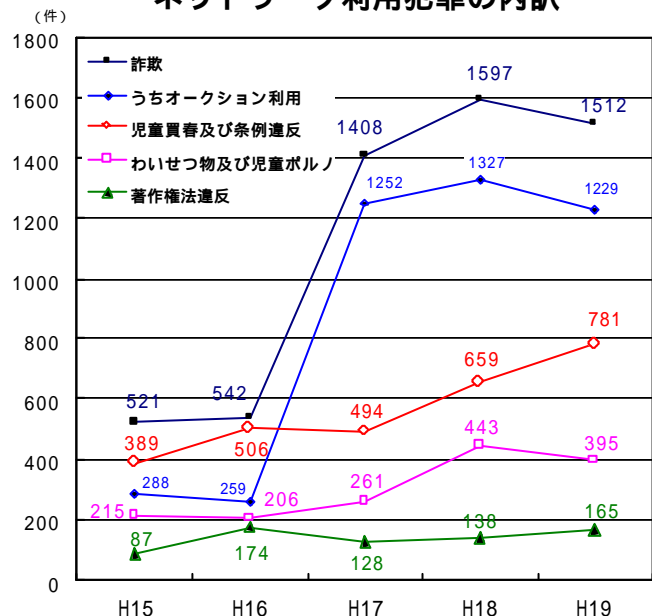
(4) 検挙事例（警察庁指定インターネット・オークション詐欺事件）

闇サイトで知り合った被疑者らは、偽のフィッシングサイトに誘導することにより不正に入手した他人の識別符号を用いて、インターネット・オークションに架空の出品をし、多数の落札者から約2千万円をだまし取った。

検挙件数の推移



ネットワーク利用犯罪の内訳

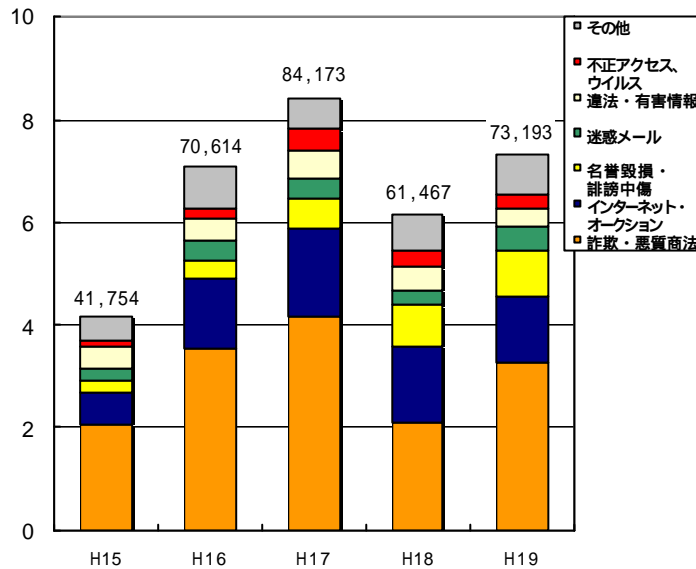


2 サイバー犯罪等に関する相談状況

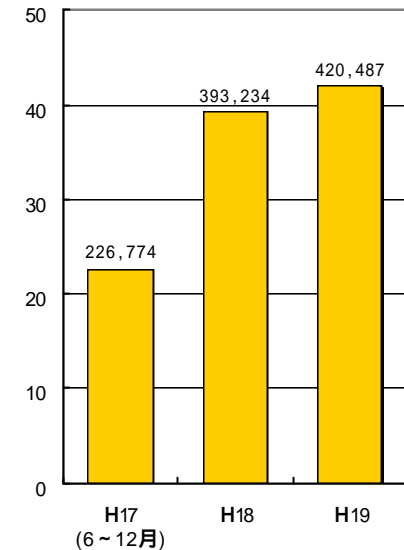
平成19年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は73,193件(対前年比+11,726件、+19.1%)~昨年減少した「詐欺・悪質商法」が再び増加

一方、平成19年中の「インターネット安全・安心相談システム」へのアクセス数は420,487件(1日平均1,152件、対前年比+27,253件、+6.9%)

(万件) 都道府県警察における相談受理件数の推移



(万件) インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数の推移



3 対策

- (1) インターネット上における違法情報に対する取締り活動の強化
インターネット上に溢れる違法情報に対しては、サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンター等を通じた把握に努めるとともに、悪質事犯に重点を指向して積極的な取締りを進める。
- (2) 法改正、広報啓発等を通じた児童を被害者とする犯罪の防止
児童を被害者とする犯罪の抑止を図るため、出会い系サイト規制法の改正を行うとともに、引き続き、フィルタリングの利用促進、児童に対する出会い系サイト利用禁止等についての広報啓発を進める。
- (3) ネットワーク利用犯罪の防止に向けて関係事業者への働きかけ
インターネット・オークションに係る詐欺等による被害防止のため、個人認証や商品受取方法について改善を要請するなど、事業者への働きかけを進める。
- (4) 相談内容を踏まえた捜査等の展開
サイバー犯罪等に関する相談の内容を分析し、多数の国民が現に直面している犯罪に重点を指向して捜査等を推進する。
- (5) サイバー犯罪対応能力の向上
年々増加するサイバー犯罪に的確に対処するため、警察署を含め、各種教養を通じてサイバー犯罪に関する相談及び事件対応能力の向上を図る。

平成19年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について

第1 サイバー犯罪の検挙状況

1 検挙件数

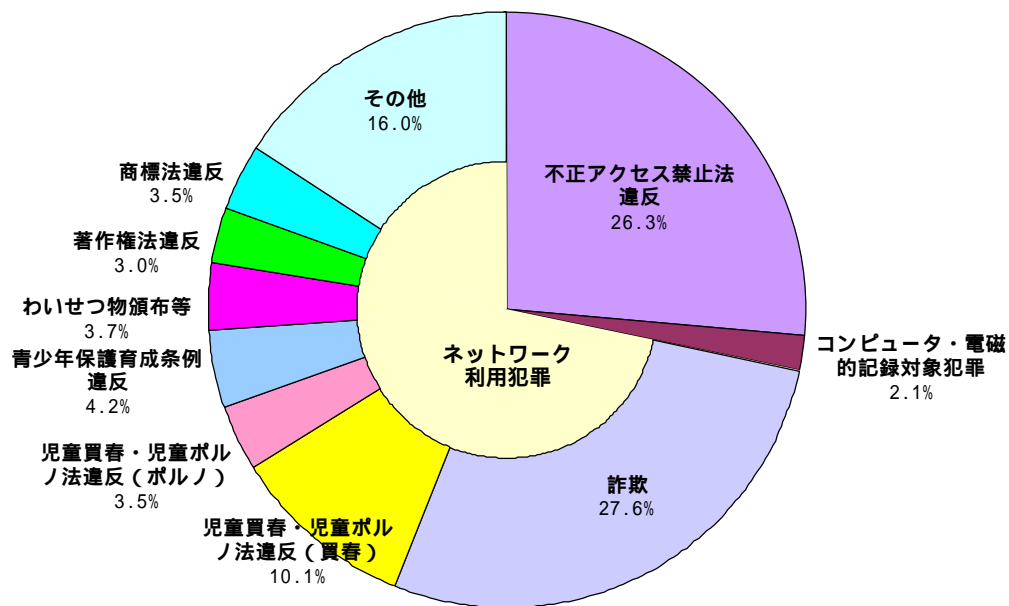
罪名	年					前年比増減	
	H15	H16	H17	H18	H19		
不正アクセス禁止法違反	145	142	277	703	1,442	+ 739	(+ 105.1%)
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	55	55	73	129	113	- 16	(- 12.4%)
電子計算機使用詐欺	34	42	49	63	74	+ 11	(+ 17.5%)
電磁的記録不正作出・毀棄	12	8	17	56	34	- 22	(- 39.3%)
電子計算機損壊等業務妨害	9	5	7	10	5	- 5	(- 50.0%)
ネットワーク利用犯罪	1,649	1,884	2,811	3,593	3,918	+ 325	(+ 9.0%)
詐欺	521	542	1,408	1,597	1,512	- 85	(- 5.3%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	269	370	320	463	551	+ 88	(+ 19.0%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	102	85	136	251	192	- 59	(- 23.5%)
青少年保護育成条例違反	120	136	174	196	230	+ 34	(+ 17.3%)
わいせつ物頒布等	113	121	125	192	203	+ 11	(+ 5.7%)
著作権法違反	87	174	128	138	165	+ 27	(+ 19.6%)
商標法違反	95	82	109	218	191	- 27	(- 12.4%)
その他	342	374	411	538	874	+ 336	(+ 62.5%)
合計	1,849	2,081	3,161	4,425	5,473	+ 1,048	(+ 23.7%)

その他には、名誉毀損、脅迫、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯、銃砲刀剣類所持等取締法、売春防止法、児童福祉法等の違反がある。

ネットワーク利用犯罪の定義

犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪、又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪をいう。例えば、児童買春については、ネットワーク上で連絡を取り合った者同士がネットワーク上において児童買春に合意し、児童買春に及んでいる場合に限り計上しており、青少年保護育成条例違反についても、これと同様の考え方に基いて計上している。

2 サイバー犯罪の罪名別割合



3 平成19年の主なサイバー犯罪検挙事例

不正アクセス禁止法違反

被疑者（無職・男・34歳）らは、インターネット・オークション会社の偽のログイン画面を設置し、同ログイン画面へ誘導する電子メールをオークションの会員に送信し、これを本物のログイン画面と誤信した会員が入力した識別符号を不正に入手した。そして、当該識別符号を使用して同社のコンピュータに不正アクセス行為を行い、同社オークションにおいて商品を売ると偽り多数の落札者から代金をだまし取った。

詐欺罪等でも検挙。

（1月・警視庁、岡山県、広島県、熊本県）

被疑者（会社員・男・33歳）は、ファイル共有ソフト「ウィニー」を使用して、コンピュータ・ウイルスに感染し、同ソフトの使用によりインターネット上に流出していた他人の識別符号を入手し、他人になりすまして不正アクセス行為を行った。そして、インターネットショッピングにおいて商品を詐取し、インターネットバンキングにおいて自己名義の銀行口座への不正送金を行った。

詐欺罪及び電子計算機使用詐欺罪でも検挙。

（10月・愛知県、警視庁、高知県）

被疑者（中学生・男・15歳）らは、オンラインゲーム上のアイテムを収集する目的で、ゲーム内のチャットを利用して、キャラクターの速度が速くなるプログラムがあるとの甘言によって他の利用者にキーロガーをダウンロードさせ、他人の識別符号を入手し、これを使用して同オンラインゲームを運営する会社のコンピュータに不正アクセス行為を行った。

（2月・静岡県）

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

【電子計算機使用詐欺】

被疑者（会社員・男・28歳）らは、電子マネー提供会社のホームページの購入画面のデータを改ざんし、虚偽の情報を銀行等に送信するなどして、実際に払った金額の10倍近い電子マネーをだまし取った。

私電磁的記録不正作出・同供用罪でも検挙

（11月・警視庁）

【電子計算機損壊等業務妨害】

被疑者（無職・男・26歳）は、解雇された会社の業務を妨害しようとして、同社の社員用の識別符号を使って不正アクセス行為をした上、サーバ内に記憶・蔵置されていたデータファイルを消去して損壊し、同社の業務を妨害した。

不正アクセス禁止法違反でも検挙。

（8月・警視庁）

ネットワーク利用犯罪

【詐欺】

被疑者（無職・男・34歳）らは、インターネット・オークションサイトに不正アクセス行為を行い、商品を売ると虚偽の出品情報を掲示し、多数の落札者に被疑者らが管理する口座に代金を振り込ませ、だまし取った。

不正アクセス禁止法違反でも検挙。

（11月・大阪府、栃木県、山形県、静岡県、広島県、和歌山県）

【詐欺】

被疑者（会社役員・男・30歳）らは、インターネット上にアダルトサイトを開設し、これにアクセスした者が利用契約等をするつもりがないのかかわらず、サイト上のボタンを何回かクリックしただけで、契約が完了した旨を記載した画面を表示することにより、アクセスした者に利用料金を支払わなければならないと誤信させるなどし、被疑者らが管理する口座に料金を振り込ませた。

恐喝罪でも検挙。

（11月・千葉県）

【児童買春・児童ポルノ法違反】

被疑者（会社員・男・35歳）は、出会い系サイトで「夏休みに遊ぶのにお金欲しい小中学生の女のこ！サポートするよ」などと対償を供与することを内容とする書き込みを行い、児童を異性交際の相手方となるように誘引するとともに、これに応じた女子児童に援助交際の対償を交付する約束をして性交した。

出会い系サイト規制法違反でも検挙。

（11月・奈良県）

【わいせつ画像公然陳列】

被疑者（会社役員・男・34歳）らは、自らが管理するインターネット上の掲示板に投稿されたわいせつ画像を削除することなく放置し、インターネットを利用する不特定多数の者に閲覧が可能な状況とし、同画像を公然と陳列した。

（5月・神奈川県）

【著作権法違反】

被疑者（会社員・男・29歳）らは、著作権者の許諾を得ないで、雑誌に掲載された漫画作品をパソコンに記憶蔵置させ、インターネットに接続させた状態の下、ファイル共有ソフト「Winny」を利用して公衆送信し、著作権を侵害した。

（5月・京都府）

【商標法違反】

被疑者（無職・男・46歳）は、偽ブランドのキーケース等をインターネット・オークションに出品して販売し、商標権を侵害した。

（9月・警視庁）

第2 サイバー犯罪等に関する相談状況

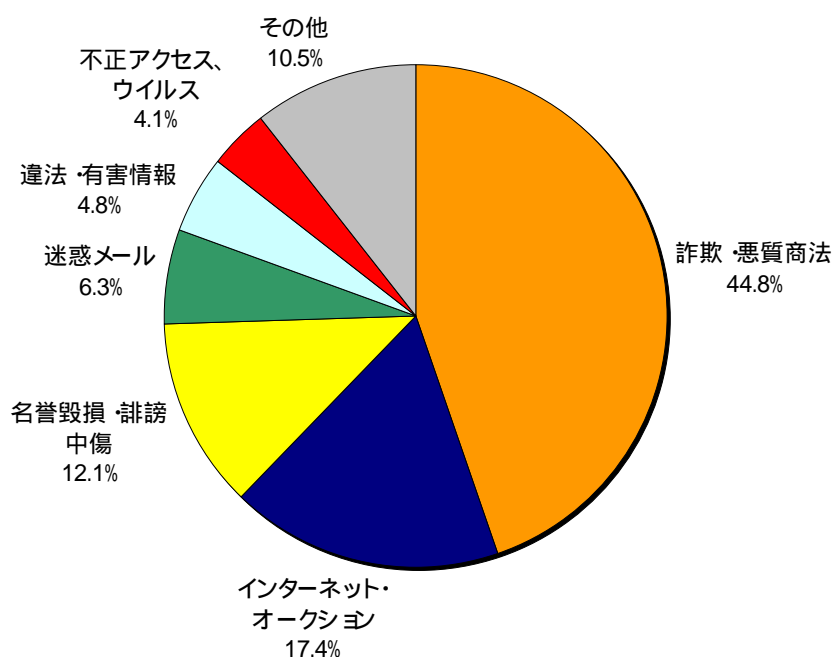
1 相談受案件数

都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口等に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談の受案件数は次のとおり。

(1) 相談受案件数の推移 (単位：件)

区分 \ 年	H15	H16	H17	H18	H19	増減
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネットオークション関係を除く。)	20,738	35,329	41,480	21,020	32,824	+11,804 (+56.2%)
インターネット・オークションに関する相談	5,999	13,535	17,451	14,905	12,707	-2,198 (-14.7%)
名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談	2,619	3,685	5,782	8,037	8,871	+834 (+10.4%)
迷惑メールに関する相談	2,329	3,946	3,975	2,930	4,645	+1,715 (+58.5%)
違法・有害情報に関する相談	4,225	4,157	5,317	4,335	3,497	-838 (-19.3%)
不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談	1,147	2,160	3,965	3,323	3,005	-318 (-9.6%)
その他	4,697	7,802	6,203	6,917	7,644	+727 (+10.5%)
合計	41,754	70,614	84,173	61,467	73,193	+11,726 (+19.1%)

(2) 相談区分別の割合 (平成19年)



2 主な相談事例

(1) 詐欺・悪質商法に関する相談

【架空請求・不当請求】

利用した覚えのない「総合情報サイト」の延滞料金を請求するメールが届いた。自分の携帯電話に勝手にメールが送られてきたため、何かと思って開いたとたんアダルトサイトに会員登録され、入会金を請求された。ホームページを閲覧していたとき、年齢確認をクリックしただけで「登録ありがとうございます。料金を支払ってください」と表示された。出会い系サイトで無料ポイントを利用していたつもりが、気付かないうちにポイントを追加され料金を請求された。

(2) インターネット・オークションに関する相談

【詐欺被害】

オークションで落札し、代金を振り込んだが商品が送られてこない。オークションで落札できなかったが、出品者を名乗る者からメールで直接取引を持ちかけられた。これに応じ代金を振り込んだが商品が送られてこない。(メールの差出人は出品者になりすました別人だった。)
自分のオークションIDが他人に不正に利用され、商品を架空出品された。このため、落札者から苦情が来ている。

【違法品】

オークションで商品を買ったが、不正コピー品や偽ブランド品であった。

(3) 名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談

自分の子どもを誹謗中傷する内容がインターネットの掲示板に書かれており、削除させたい。
自分を誹謗中傷する、または嫌がらせの内容のメールが送られてくる。
自己紹介サイトに自分の顔写真や氏名、住所等が無断で掲載された。

(4) 迷惑メールに関する相談

勧誘のメールが一日に何通も届いて迷惑である。
スーパーのトイレで子どもがいたずらに遭う事件が起こっているので注意するよう呼びかける内容の事実無根なチェーンメールが届く。

(5) 違法・有害情報に関する相談

児童ポルノ画像を掲載しているホームページがある。

(6) 不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談

【不正アクセス】

自分がオンラインゲームで使っていたID・パスワードを盗まれて不正アクセスをされ、ゲーム上で集めたアイテムが盗まれてしまった。

【コンピュータウイルス】

インターネットでホームページを閲覧していたところ、スパイウェアを導入された。
子どもがアダルトサイトにアクセスしてしまい、その後、パソコンを起動するたびに料金請求の画面が表示されるようになった。

このほか、「インターネット安全・安心相談システム」において、主な相談事例と対応策を紹介している。

第3 インターネット安全・安心相談システムへのアクセス状況

1 システムについて

警察庁では、サイバー犯罪等に関する相談に迅速かつ的確に対応し、インターネット利用者の被害防止を推進するため、平成17年6月16日から「インターネット安全・安心相談システム」(<http://www.cybersafety.go.jp/>)を運用している。

同システムは、インターネット利用上の困りごとについて、基本的な対応策等の情報提供を行っている。



インターネット安全・安心相談システム
トップページ

2 アクセス数

(1) インターネット安全・安心相談システムへのアクセス件数の推移は以下のとおり。

年	件数	一日平均件数
平成17年(6～12月)	226,774件	1,140件
平成18年	393,234件	1,077件
平成19年	420,487件	1,152件
計	1,040,495件	1,120件

(2) 相談項目別では「料金請求」へのアクセスが60.2%を占めており、架空・不当請求に関するトラブルに遭っている利用者が多いことがわかる。

項目	H19
料金請求	143,855
ホームページ・掲示板	39,210
インターネット・オークション	29,670
メール	8,159
不正アクセス、コンピュータウイルス等	7,420
フィッシング	3,585
その他	7,256
計	239,155

